

令和4年12月23日
畜産振興・防疫対策課長 大橋
外線：225-1625（内4700）

高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策について

全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることから、県は、県内の養鶏場などへのウイルス侵入防止に万全を期すために、以下の対策を行っている。

- 1 12月12日から、100羽以上を飼養する県内の養鶏場など17戸に家畜保健衛生所の獣医師を派遣し、野生動物の侵入防止措置など衛生管理状況を確認した。
- 2 12月23日から、県独自に、県内全ての養鶏場などの鶏舎周囲などに、消石灰（計1,172袋）を散布し、一斉消毒を行う。

この県独自の一斉消毒は、11月に続いて今年2回目となる。

（1）対象農場

県内全ての養鶏場など99戸

飼養規模	戸数
100羽以上 （うち1,000羽以上）	17 （9）
100羽未満（愛玩含む）	82
計	99

（2）実施期間

令和4年12月23日（金）～令和5年1月6日（金）

（3）消毒方法

養鶏場などの敷地外縁部内側及び鶏舎などの周囲への消石灰散布

●報道機関へのお願い

養鶏場などにおける消石灰散布に関する取材は、高病原性鳥インフルエンザの発生を引き起こす恐れがあることから、厳に慎むようお願いいたします。